

ひとにやさしいまちづくり整備要綱について

はじめに

大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱については、平成 5 年 4 月に日常生活に密着した形で、よりきめ細かく実効性のある指導をしていくという考えのもと、建築物、道路、公園といった都市施設について、だれでも安全かつ快適に利用できるよう整備し、豊かな福祉社会の実現に資することを目的として、府条例とは別に整備要綱を制定しました。

市においては平成 15 年 9 月に大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱の対象規模の引下げや基準の追加のために改正を行いました。

国・府におけるこれまでの経緯

国においては平成 6 年 9 月にハートビル法が施行され、平成 12 年 11 月に交通バリアフリー法が施行、平成 15 年 4 月にハートビル法が改正され、さらに、平成 18 年 12 月に前述の交通バリアフリー法とハートビル法が統合されバリアフリー法が施行されました。

府においては、平成 5 年 4 月に福祉のまちづくり条例を施行し、平成 15 年 4 月に対象規模の引下げや基準の追加、平成 21 年 10 月に努力義務部分をバリアフリー法に基づく義務化と改正し、さらに平成 27 年 7 月に共同住宅の対象規模の引下げなどのために改正を行います。(別紙あり)

今後について

大阪市としましては、府条例の改正にあわせて、バリアフリー法や府条例と重複している部分について一定の整理を図ることといたします。

但し、市要綱の方が府条例より上回る部分については継続し、水準の低下をきたさない方向で整理を図るものとします。

時期

平成 28 年 4 月(予定)